

**【表紙】**

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月13日
【四半期会計期間】	第17期第2四半期（自 2022年2月1日 至 2022年4月30日）
【会社名】	株式会社イトクロ
【英訳名】	ItoKuro Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 CEO 山木 学 代表取締役 COO 領下 崇
【本店の所在の場所】	東京都品川区上大崎三丁目1番1号
【電話番号】	03-6910-4601（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 CFO 佐藤 大輔
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区上大崎三丁目1番1号
【電話番号】	03-6910-4537
【事務連絡者氏名】	執行役員 CFO 佐藤 大輔
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第16期 第2四半期 累計期間	第17期 第2四半期 累計期間	第16期
会計期間	自2020年11月1日 至2021年4月30日	自2021年11月1日 至2022年4月30日	自2020年11月1日 至2021年10月31日
売上高 (千円)	2,375,364	2,050,045	4,268,387
経常利益 (千円)	962,799	413,410	1,306,635
四半期(当期)純利益 (千円)	612,306	250,919	824,822
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	30,000	30,000	30,000
発行済株式総数 (株)	22,680,000	22,680,000	22,680,000
純資産額 (千円)	8,952,022	9,134,355	9,164,119
総資産額 (千円)	9,787,154	9,721,231	10,045,200
1株当たり四半期(当期)純利益 金額 (円)	29.24	12.17	39.39
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	29.20	12.15	39.37
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	91.3	93.6	91.1
営業活動によるキャッシュ・フ ロー (千円)	804,694	68,504	1,300,963
投資活動によるキャッシュ・フ ロー (千円)	972,616	23,538	1,946,248
財務活動によるキャッシュ・フ ロー (千円)	13,093	300,602	22,575
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (千円)	5,020,502	6,088,276	6,480,921

回次	第16期 第2四半期 会計期間	第17期 第2四半期 会計期間
会計期間	自2021年2月1日 至2021年4月30日	自2022年2月1日 至2022年4月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	18.45	8.72

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額につきましては、記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第2四半期累計期間及び当第2四半期会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

#### 2【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1)業績の状況

当第2四半期累計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済活動の低迷により厳しい状況が続いており、緊急事態宣言の解除等により厳しい状況が徐々に緩和され、持ち直しの動きが期待されたものの、新たな変異株をはじめとした感染再拡大の動向に注視を要する状況にありました。その後、段階的にまん延防止等重点措置の適用地域が拡大されましたが、3月には全面解除され、景気に持ち直しの動きが見られたものの、東欧情勢などの地政学的リスクなど、金融資本市場の変動が国内経済に与える影響は不透明であり、注視し続ける必要があります。このような経済状況の中、当社では教育業界を主要業界としてメディアサービスを通じて企業価値の向上に取り組んでまいりました。

当社が事業展開する主要マーケットの1つである教育業界では、個人向けを対象としたeラーニングや映像配信講座と個別指導を組み合わせた学習サービス、また難関校の進学に特化したサービスを提供する個別指導塾の増加、企業のグローバル化に合わせた語学学習ニーズの増加、新型コロナウイルス感染症の影響によりオンラインによる集客の重要性のさらなる高まりやチャラシヤイベントにおける広告予算のWEBへの移行の加速等を背景に、効果的且つ効率的なマーケティング手法へのニーズの高まりにあわせ、インターネット広告への出稿比率が増加しております。

以上の結果、当第2四半期累計期間の売上高は2,050,045千円（前年同期比13.7%減）、営業利益は414,554千円（前年同期比56.9%減）、経常利益は413,410千円（前年同期比57.1%減）、四半期純利益は250,919千円（前年同期比59.0%減）となりました。

なお、当社はインターネット・メディア事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

#### (2)財政状態の分析

当第2四半期会計期間末における総資産は9,721,231千円となり、前事業年度末に比べ323,969千円減少いたしました。主な内訳は、売掛金が167,940千円増加した一方、現金及び預金が392,645千円減少、のれんが41,406千円減少、投資その他の資産に含まれる繰延税金資産が40,452千円減少したことによるものであります。

負債は586,875千円となり、前事業年度末に比べ294,205千円減少いたしました。主な内訳は、流動負債のその他に含まれる契約負債が64,557千円増加した一方、未払法人税等が221,155千円減少、流動負債のその他に含まれる未払金が60,293千円減少、流動負債のその他に含まれる未払消費税等が39,890千円減少したことによるものであります。

純資産は9,134,355千円となり、前事業年度末に比べ29,763千円減少いたしました。これは主に利益剰余金が250,919千円増加した一方、自己株式の取得により299,993千円減少したことによるものであります。なお、自己資本比率は93.6%となりました。

#### (3)キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末より392,645千円減少し、6,088,276千円となりました。当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間における営業活動による資金の減少は68,504千円（前第2四半期累計期間は804,694千円の収入）となりました。主な資金増加要因としては、税引前四半期純利益423,087千円の計上、のれん償却額の計上41,406千円によるものであります。これに対して主な資金減少要因として、法人税等の支払額352,871千円、売上債権の増加167,940千円によるものであります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間における投資活動による資金の減少は23,538千円（前第2四半期累計期間は972,616千円の収入）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出13,284千円、無形固定資産の取得による支出10,040千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における財務活動による資金の減少は300,602千円(前第2四半期累計期間は13,093千円の支出)となりました。これは主に、自己株式の取得による支出299,993千円によるものであります。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

(7) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当第2四半期累計期間において、経営成績に重要な影響を与える要因について、重要な変更はありません。

(8) 資本の財源及び資金の流動性について

当第2四半期累計期間において、資本の財源及び資金の流動性に関する事項について重要な変更はありません。

**3 【経営上の重要な契約等】**

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	90,000,000
計	90,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (2022年4月30日)	提出日現在発行数(株) (2022年6月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	22,680,000	22,680,000	東京証券取引所 (グロース市場)	単元株式数は100株となっております。
計	22,680,000	22,680,000	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### 【その他の新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した第11回新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2022年1月14日
新株予約権の数(個)	1,164,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,164,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	449(注)3
新株予約権の行使期間	自 2023年11月1日 至 2032年2月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 450 資本組入額 225
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

新株予約権の発行時(2022年2月4日)における内容を記載しております。

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき0.7円で有償発行しております。

2. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が年間（11月1日から10月31日まで）行使できる新株予約権の個数の上限は以下の（ ）から（ ）に掲げる時期に応じて以下のとおりとする。

- （ ）2023年11月1日から2024年10月31日まで  
年間行使可能個数：割当てられた本新株予約権の個数の50%を上限とする。
- （ ）2024年11月1日から2025年10月31日まで  
年間行使可能個数：割当てられた本新株予約権の個数の80%を上限とする。
- （ ）2025年11月1日から2026年10月31日まで  
年間行使可能個数：割当てられた本新株予約権の個数の90%を上限とする。
- （ ）2026年11月1日から2032年2月4日まで  
年間行使可能個数：割当てられた本新株予約権の個数の100%を上限とする。

上記の条件に加え、本新株予約権は、直前年度の決算短信に記載の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益が下記に掲げる各金額以上となった場合、行使可能な新株予約権の個数は、新株予約権の割当を受けたもの（以下「新株予約権者」という。）に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までとし、行使する新株予約権の通算個数が以下に定める個数を超える場合、行使できないものとする。

- 営業利益15億円未満の場合：行使できないものとする
- 営業利益15億円以上の場合：割当個数の50%
- 営業利益18億円以上の場合：割当個数の65%
- 営業利益21億円以上の場合：割当個数の80%
- 営業利益26億円以上の場合：割当個数の90%
- 営業利益30億円以上の場合：割当個数の100%

なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。また、当該損益計算書に新株予約権にかかる株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。

新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、当社の使用人、当社の業務委託先又は当社の関係会社取締役、当社の関係会社使用人、当社の関係会社業務委託先としての地位を有していなければならない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、現在の発行内容に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使の条件

現在の発行内容に準じて決定する。

増加する資本金および資本準備金に関する事項

現在の発行内容に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

現在の発行内容に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
2022年2月1日～ 2022年4月30日	-	22,680,000	-	30,000	-	-



( 5 ) 【大株主の状況】

2022年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
山木 学	東京都港区	12,401,100	61.13
株式会社日本カストディ銀行(信託 口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	1,377,400	6.79
光通信株式会社	東京都豊島区西池袋1丁目4番10号	910,200	4.49
TMAM-GO JAPAN ENGAGEMENT FUND (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	26 THROGMORTEN STREET, LONDON, EC 2N 2AN UNITED KINGDOM (港区港南2丁目15-1 品川インター シティA棟)	612,900	3.02
DBS BANK LTD. 700152 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	6 SHENTON WAY DBS BUILDING TOWER ONE SINGAPORE 068809 (港区港南2丁目15-1 品川インター シティA棟)	441,900	2.18
CREDIT SUISSE AG HONG KONG TRUST A/C CLIENT (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀 行)	LEVEL 88, INTERNATIONAL COMMERCE CENTRE, 1 AUSTIN ROAD WEST, KOWLOON, HONG KONG (千代田区丸の内2丁目7-1)	315,000	1.55
阪田 和弘	鳥取県鳥取市	235,200	1.16
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	204,327	1.01
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	175,100	0.86
KIA FUND 136 (常任代理人 シティバンク、エ ヌ・エイ東京支店)	MINITRIES COMPLEX POBOX 64 SATAT 13001 KUWAIT (新宿区新宿6丁目27番30号)	163,200	0.80
計	-	16,836,327	82.99

( 6 ) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,392,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,283,200	202,832	-
単元未満株式	普通株式 4,000	-	-
発行済株式総数	22,680,000	-	-
総株主の議決権	-	202,832	-

【自己株式等】

2022年4月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社イトクロ	東京都品川区上大崎三丁目1番1号	2,392,800	-	2,392,800	10.55
計	-	2,392,800	-	2,392,800	10.55

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（2022年2月1日から2022年4月30日まで）及び第2四半期累計期間（2021年11月1日から2022年4月30日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

## 1【四半期財務諸表】

## (1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年10月31日)	当第2四半期会計期間 (2022年4月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	8,782,640	8,389,995
売掛金	314,363	482,304
その他	64,488	60,003
貸倒引当金	341	510
流動資産合計	9,161,151	8,931,792
固定資産		
有形固定資産	219,415	205,953
無形固定資産		
のれん	362,634	321,227
その他	27,553	25,168
無形固定資産合計	390,187	346,396
投資その他の資産	274,446	237,089
固定資産合計	884,049	789,439
資産合計	10,045,200	9,721,231
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	157,260	143,117
未払法人税等	352,867	131,711
その他	300,659	240,196
流動負債合計	810,787	515,025
固定負債		
資産除去債務	55,751	55,781
その他	14,542	16,068
固定負債合計	70,293	71,849
負債合計	881,081	586,875
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
資本剰余金	2,633,859	2,633,859
利益剰余金	6,521,482	6,772,401
自己株式	32,430	332,423
株主資本合計	9,152,912	9,103,838
新株予約権	11,207	30,517
純資産合計	9,164,119	9,134,355
負債純資産合計	10,045,200	9,721,231

(2)【四半期損益計算書】  
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自2020年11月1日 至2021年4月30日)	当第2四半期累計期間 (自2021年11月1日 至2022年4月30日)
売上高	2,375,364	2,050,045
売上原価	254,135	216,593
売上総利益	2,121,228	1,833,451
販売費及び一般管理費	1,158,509	1,418,896
営業利益	962,719	414,554
営業外収益		
受取利息	357	198
受取手数料	56	41
その他	62	4
営業外収益合計	476	244
営業外費用		
支払利息	396	57
支払手数料	-	1,204
為替差損	-	126
営業外費用合計	396	1,389
経常利益	962,799	413,410
特別利益		
新株予約権消却益	-	9,676
特別利益合計	-	9,676
税引前四半期純利益	962,799	423,087
法人税、住民税及び事業税	355,615	131,716
法人税等調整額	5,122	40,452
法人税等合計	350,493	172,168
四半期純利益	612,306	250,919

## (3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 2020年11月1日 至 2021年4月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2021年11月1日 至 2022年4月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前四半期純利益	962,799	423,087
減価償却費	12,795	16,623
のれん償却額	41,406	41,406
株式報酬費用	-	28,172
新株予約権消却益	-	9,676
貸倒引当金の増減額(は減少)	110	168
受取利息及び受取配当金	357	198
支払利息	396	57
売上債権の増減額(は増加)	121,942	167,940
仕入債務の増減額(は減少)	50,586	14,142
未払消費税等の増減額(は減少)	42,780	39,890
未払金の増減額(は減少)	72,050	60,293
未払費用の増減額(は減少)	5,710	966
契約負債の増減額(は減少)	-	64,557
その他	42,685	1,328
小計	852,106	284,227
利息及び配当金の受取額	357	198
利息の支払額	396	57
法人税等の支払額	47,373	352,871
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>804,694</b>	<b>68,504</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の払戻による収入	1,000,000	-
有形固定資産の取得による支出	19,728	13,284
無形固定資産の取得による支出	-	10,040
敷金及び保証金の差入による支出	5,837	570
敷金及び保証金の回収による収入	552	356
その他	2,368	-
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>972,616</b>	<b>23,538</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入金の返済による支出	12,600	-
自己株式の取得による支出	-	299,993
新株予約権の発行による収入	-	814
リース債務の返済による支出	493	1,423
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>13,093</b>	<b>300,602</b>
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,764,217	392,645
現金及び現金同等物の期首残高	3,256,285	6,480,921
現金及び現金同等物の四半期末残高	5,020,502	6,088,276

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高、当第2四半期累計期間の損益に与える影響はありません。

成果報酬収入における資料請求について、期末日時点で無効と見積もられる対価を返金負債として計上し、流動負債のその他に含めて表示していた前受金を契約負債として計上しております。また、返金負債と契約負債は流動負債のその他に含めて表示しております。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 令和2年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第2四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和1年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和1年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしています。なお、時価算定会計基準等の適用による当第2四半期累計期間の四半期財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

前事業年度の有価証券報告書の(重要な会計上の見積り)に記載した新型コロナウイルス感染症の仮定について重要な変更はありません。

(四半期損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 2020年11月1日 至 2021年4月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2021年11月1日 至 2022年4月30日)
給料手当	254,294千円	270,441千円
広告宣伝費	564,554	781,634

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 2020年11月1日 至 2021年4月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2021年11月1日 至 2022年4月30日)
現金及び預金勘定	8,322,221千円	8,389,995千円
預入期間が3か月を超える定期預金	3,301,719	2,301,719
現金及び現金同等物	5,020,502	6,088,276

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自 2020年11月1日 至 2021年4月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第2四半期累計期間(自 2021年11月1日 至 2022年4月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、インターネット・メディア事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。



(収益認識関係)

当社は、インターネット・メディア事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 2021年11月1日 至 2022年4月30日)
一時点で移転されるサービス	1,773,500
一定の期間にわたり移転されるサービス	276,544
顧客との契約から生じる収益	2,050,045
その他の収益	-
外部顧客への売上高	2,050,045

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 2020年11月1日 至 2021年4月30日)	当第2四半期累計期間 (自 2021年11月1日 至 2022年4月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	29円24銭	12円17銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	612,306	250,919
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	612,306	250,919
普通株式の期中平均株式数(株)	20,942,279	20,613,312
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	29円20銭	12円15銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	27,074	31,484
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年6月13日

株式会社イトクロ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小野木 幹久

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 馬野 隆一郎

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イトクロの2021年11月1日から2022年10月31日までの第17期事業年度の第2四半期会計期間（2022年2月1日から2022年4月30日まで）及び第2四半期累計期間（2021年11月1日から2022年4月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イトクロの2022年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 . 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 . X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。